# やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度実施要綱

**（目的）**

第１条　この要綱は、高齢者、障害者その他移動又は施設利用に配慮を要する者が、県内において安心かつ快適に旅行できる環境の整備を促進するため、ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設を認定し、その取組を広く発信する「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度」（以下「認定制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

**（定義）**

第２条　この要綱において「ユニバーサルツーリズム」とは、年齢、障害の有無その他の事情にかかわらず、誰もが安心して楽しめる旅行のことをいう。

２　この要綱において「宿泊施設」とは、山梨県内に所在し、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

（１）旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営む施設

（２）国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づく認定を受けている施設

（３）住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第３条第１項の届出を行っている施設

３　この要綱において「認定施設」とは、第６条の規定により知事の認定を受けた宿泊施設をいう。

**（認定対象施設）**

第３条　認定の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当する宿泊施設とする。

（１）法令等に基づき適正に営業していること。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（３）県税を滞納していないこと。

（４）この要綱の趣旨に賛同し、県が行うユニバーサルツーリズムの推進に協力する意思を有すること。

**（認定基準）**

第４条　認定を受けようとする宿泊施設は、別表に掲げる９項目の認定基準をすべて満たさなければならない。

**（認定の申請）**

第５条　認定を受けようとする宿泊施設の運営者（以下「申請者」という。）は、やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）宿泊施設であることを証する次のいずれかの書類

ア　旅館業法に基づく営業許可証の写し

イ　国家戦略特別区域法に基づく認定を受けていることを証する書類の写し

ウ　住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていることを証する書類の写し

（２）県から提出を求められた場合、別表に掲げる認定基準への適合状況を確認できる書類、写真、手順書その他の資料

（３）誓約書（様式第２号）

（４）県税に未納がない旨の証明書

（５）その他知事が必要と認める書類

**（審査及び認定）**

第６条　知事は、前条の申請があったときは、申請書類の審査及び必要に応じた現地確認を行い、第３条及び第４条に定める要件を満たすと認めるときは、当該施設を認定するものとする。

２　知事は、認定をしたときは、申請者にやまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定通知書（様式第３号）及び認定証を交付するものとする。

３　知事は、認定しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

**（認定の有効期間及び更新）**

第７条　認定の有効期間は、認定の日から３年間とする。

２　認定施設が認定の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する日の３か月前から満了日までの間に、やまなしユニバーサルツーリズム推進施設更新申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

３　前条の規定は、認定の更新について準用する。

**（認定証及びロゴマーク）**

第８条　認定施設は、認定の有効期間中、認定証を施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

２　認定施設は、県が別に定める使用規約に従い、認定制度のロゴマークを施設のウェブサイト、パンフレット、広告その他の広報媒体に使用することができる。

３　認定施設は、ロゴマークを第三者に譲渡し、貸与し、又は認定施設以外の施設若しくは事業に使用してはならない。

**（認定施設の公表）**

第９条　知事は、認定施設の名称、所在地、取組内容その他必要な情報を県のウェブサイトその他の広報媒体において公表するものとする。

２　認定施設は、前項の公表及び県が行うユニバーサルツーリズムに関する情報発信に協力するものとする。

**（変更の届出）**

第１０条　認定施設は、第５条の申請内容に変更が生じたときは、変更の日から１か月以内に、やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定事項変更届出書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

**（廃止等の届出）**

第１１条　認定施設は、宿泊施設の営業を廃止し、休止し、又は認定を辞退しようとするときは、速やかにやまなしユニバーサルツーリズム推進施設廃止等届出書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

**（実施状況の確認）**

第１２条　知事は、認定基準への適合状況を確認するため、認定施設に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員による現地確認を行うことができる。

２　認定施設は、前項の確認に協力しなければならない。

**（改善の要請）**

第１３条　知事は、認定施設が認定基準を満たさないおそれがあると認めるときは、当該認定施設に対し、期限を定めて改善を求めることができる。

**（認定の取消し）**

第１４条　知事は、認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（１）　第３条又は第４条に定める要件を満たさなくなったとき。

（２）　偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

（３）　正当な理由なく第 12 条の確認を拒み、又は第 13 条の改善要請に応じないとき。

（４）　認定制度又はロゴマークの信用を損なう行為があったとき。

（５）　その他認定施設として適当でないと知事が認めるとき。

２　知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該施設の運営者に通知するものとする。

３　認定を取り消された施設は、認定証の掲示及びロゴマークの使用を直ちに中止し、認定証を知事に返還しなければならない。

４　知事は、第１項のいずれかに該当したことにより、認定施設の認定を取り消したときは、その旨を公表することができる。

**（責任）**

第１５条　認定施設の取組又はサービスの提供に関して事故、損害その他の問題が生じた場合は、当該認定施設の責任において対応するものとする。

**（義務）**

第１６条　認定施設は、別表に掲げる取組の実施状況を従業員間で共有し、継続的な改善に努めるものとする。

**（その他）**

第１７条　この要綱に定めるもののほか、認定制度の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

**附　則**

この要綱は、令和８年１１月５日から施行する。

**別表（第４条関係）**

# ９つのおもてなしに係る認定基準

| 番号 | 区分 | 認定基準 | 確認例 |
|---|---|---|---|
| 1 | 心 | 観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」による認定を受けていること。 | 認定番号又は認定書 |
| 2 | 会話 | 口頭以外の意思疎通方法を１つ以上用意し、担当者が使用できる。 | 筆談用具、ボード、端末等 |
| 3 | 移動 | 車椅子利用者その他支援を必要とする利用者の求めに応じて、施設で可能な支援を具体的に説明・実施できること。 | 申請書記載、聴取、写真 |
| 4 | 入浴 | 入浴支援に関する外部サービスの案内先を把握し、利用者からの相談に応じて情報提供、紹介又は連絡補助ができること。なお、当該サービスの提供を保証するものではない。 | 連絡先、案内文、聴取 |
| 5 | 食事 | 食事の固さや食物アレルギー等の相談を事前に受け、対応の可否及び対応できる内容を利用者に説明できること。 | 予約時の確認方法、聴取 |
| 6 | 周遊 | 移動手段の情報を１つ以上案内でき、必要時に連絡補助又は手配ができること。 | 交通・タクシー等の連絡先 |
| 7 | 人材 | 従業員１名以上が、県が実施し又は指定するユニバーサルツーリズムに関するセミナー若しくは研修を原則毎年度受講していること。 | 受講記録 |
| 8 | 協働 | モニターツアーの実施、エリアマップの作成その他県が行うユニバーサルツーリズムの情報発信及び取組に協力する意思があること。 | 申請書の同意 |
| 9 | 医療・緊急時対応 | 連絡先、初動時の役割、従業員が確認できる場所が整理されていること。なお、医学的判断・医療行為は求めない。 | 県標準様式又は既存資料、周知状況 |

※サービスを受けるに当たり、利用者から認定施設へ事前相談を要する事項については要綱第９条に定める認定施設の公表の際に、対応内容と併せて記載する。